

介護予防訪問介護の運営規程

(ホームヘルパーステーション青空)

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う介護予防訪問介護の事業は、高齢者が要支援状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえた介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- (4) 介護予防訪問介護計画の作成後は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、モニタリング結果を地域包括支援センターに報告するものとする。
- (5) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ホームヘルパーステーション青空
- (2) 所在地 青森県三沢市栄町三丁目125-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容) ※2023年4月1日現在

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士 1名（常勤兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防訪問介護の提供に当たる。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 3名（常勤：訪問介護員兼務）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定介護予防訪問介護の提供に当たる。
- (3) 訪問介護員等
介護福祉士 8名
(常勤6名：うち1名管理者兼務、うち3名サービス提供責任者兼務、登録ヘルパー2名)
訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時～午後8時

※必要に応じては営業時間外でもサービス提供を致します。

(指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

1 指定介護予防訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは市町村より交付されている「介護保険負担割合証」に基づき基本料金の1割、もしくは2割、3割の額なる。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道15キロメートル未満 600円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道15キロメートル以上 1,000円

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は三沢市、上北郡の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は利用者に対する虐待の発生、再発を防止するため早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の発生、再発防止、対策を検討する委員会を設置し、定期的(月1回以上)に開催し、従事者へ周知する。

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年一回以上実施。

(3) 上記(1)(2)を適切に実施するために担当者を設置する。(サービス提供責任者から選任)

(4) 成年後見制度の利用支援

(5) 苦情解決体制の整備

(その他運営に関する重要事項)

第10条 訪問介護員等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6月以内

(2) 継続研修 年4回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成22年11月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 1月17日から施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年10月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
この規程は 平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は 平成26年12月 1日から施行する。
この規程は 平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は 平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は 平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は 平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は 平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は 2019年 4月 1日から施行する。
この規定は 2021年 4月 1日から施行する。
この規定は 2023年 4月 1日から施行する。